職場における 受動喫煙防止のために

~「望まない受動喫煙」をなくそう!





● 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 北海道支部

1

日本の喫煙率の推移

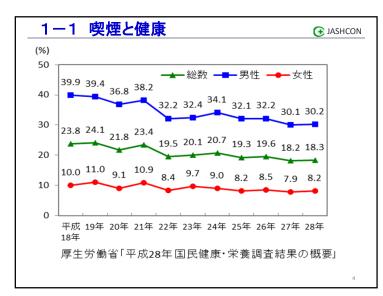
今から53年前、 喫煙率が一番高かった頃 昭和41年の成人男性の喫煙率は?

83.7%!

参考資料

- ① **職場における受動喫煙防止のためのガイドライン** (令和元年基発0701第1号)
- ② 健康増進法の一部を改正する法律の施行について(平成31年健発0222第1号)
- ③ たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための 測定方法の例(厚労省ホームページ;健康増進法 のページのQ&A)
- ④ 改正健康増進法の施行に関するQ&A(厚労省ホームページ)
- ⑤ 改正健康増進法の体系(厚労省ホームページ)
- ⑥ 令和元年度版受動喫煙防止対策助成金のご案内
- (7) 令和元年度版受動喫煙防止対策助成金の手引き

2



JASHCON

我が国の受動喫煙起因死亡者数の推計

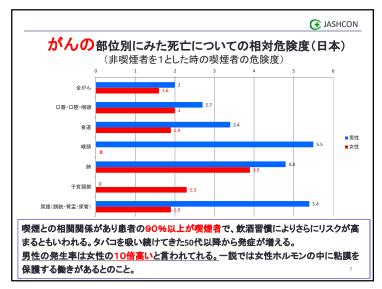
- 〇 男性 4,523人 (うち職場 3,682人 81.4%)
- 〇 女性 10,434人 (うち職場 4,110人 39.4%)
- 〇 合計 14,957人 (うち職場 7,792人 52.1%)
- ・女性が約70%で家庭での受動喫煙の影響が 約60%と考えられる。

そのほかにも、妊娠中の健康への悪影響も大きい。

たばこの害については、ご存知の通りです。詳細な説明は省きますが、実態から 大きな害があることが分かります。

WHOではたばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではないとしている。

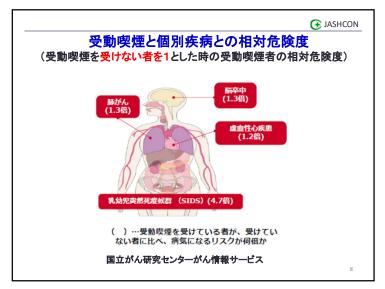
5

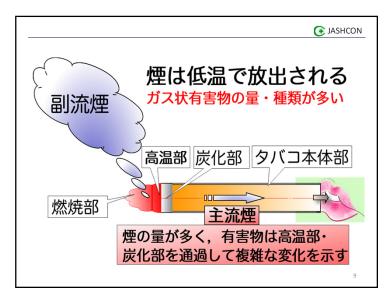


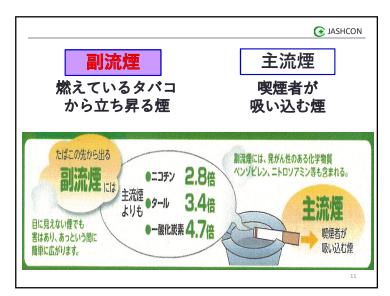
受動喫煙が労働者に及ぼす影響

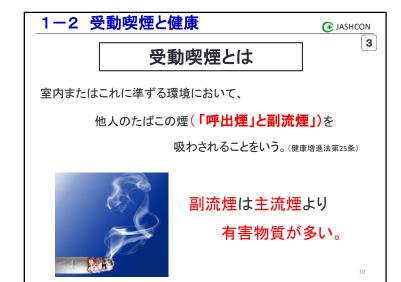


6

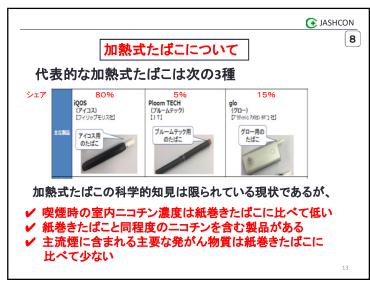


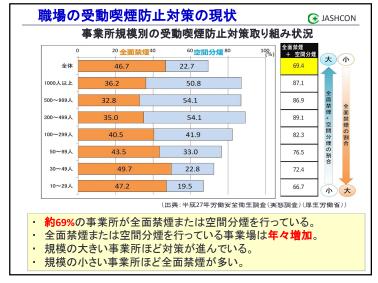


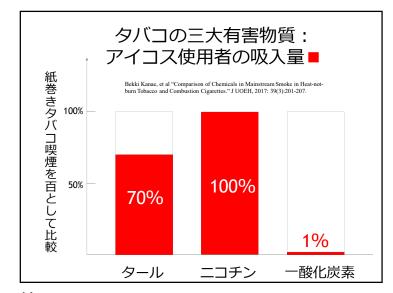


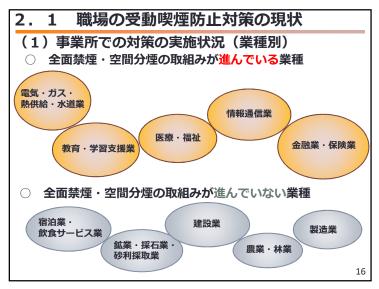












JASHCON

2 職場の受動喫煙防止対策に関する労働安全 衛生法の規定

労働安全衛生法

(受動喫煙の防止の努力義務)

第68の2 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の4第3号に規定する受動喫煙をいう。第71条第1項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。(国の援助)

第71条 国は受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、・・・その他の必要な援助に努めるものとする。



17

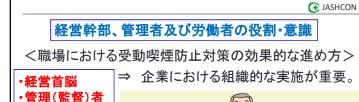
17



3 職場における受動喫煙防止対策の すすめ方



18



・働く人 それぞれの立 場に立った役割 を果たしつのり組 協力して取り組 むことが効果的

参考資料①



4 喫煙可能区域を設定する 受動喫煙防止の効果的な手法

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の内容は、 ほぼ、健康増進法の受動喫煙防止の規定を同様であるので、健 康増進法に沿って説明することとする。

受動喫煙防止対策上、「屋内」か「屋外」かが問題となる。

「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、 屋根がある建物であって、かつ、側壁がおおむね半 分以上おおわれているもの内部を指し、これに該当 しないものは「屋外」となる。

21

健康増進法の一部を改正する法律案 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない 者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

[基本的考え方 第2]受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外につ いて、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

望まない受動喫煙をな守とい現点から施設の類型場所ごとに主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ禁煙 措置や喫煙場所の特定を行うともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店の洗経営規模が小さい事業者が運営する社のについては、事業継続に配慮し必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の音楽等

(1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努め る。 (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止す るための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。 このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



20歳未満の 立入禁止

20歳未満の方は

喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の 設置が必要

屋内での喫煙には

標識掲示が 義務付け

喫煙室には 標識掲示が義務付けに

22

従業員に対する受動喫煙対策について

多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置 や喫煙場所の特定を行うこととするが、嚶煙可能場所のある施設の従 |業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者(従業員含む)の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者(従業員を **含む)を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。**

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者(※)に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設け る。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドライ ンにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援す る。 ※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じ ているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。 (今回の法律とは別に関係省令等により措置)

(参考) ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知(モデル 労働条件通知書等の活用)などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者 等の保護のための措置

喫煙可能な場所における作業に関する措置 (1)20歳未満の者の立ち入り禁止

- ① 喫煙専用室等、20歳未満の立ち入らせて業務を行わせない。
- ② 適用除外の場所となっている宿泊施設の客室や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・ 有料老人ホームなどの入居者の個室、業務 車両等の場所に立ち入らないよう措置を講 じること。

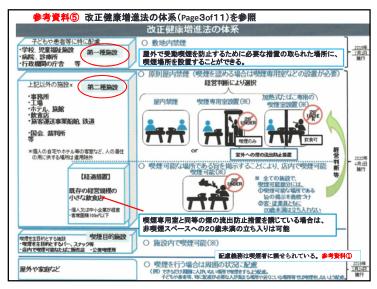
2

25

施行スケジュールについて 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピック までに段階的に施行する。 2018年 2019年 2020年 夏頃 9月 (ラグビーW杯) 7月(東京オリパラ) 部施行①(国及び地方公共団体の責務等) 部施行(第一種施設)② (本年7月1より) 事前周知 全面施行 必要に応じて、喫煙専用室の工事等の準備 020年4月1日より (上記以外の施設等) 予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

(2) 20歳以上の労働者に対する措置

- 20歳以上の労働者についても望まない受動 喫煙を防止する措置
- ① 勤務シフト、勤務フロア、動線等工夫
- ② 喫煙専用室等の清掃における配慮
 - 室内に喫煙者が居ない状態で、換気後
 - ・煙の濃度が高い状態では呼吸用保護具の 着用(ガスマスク)
- ③ 業務車両内で喫煙者に対し、同乗者の意向に配慮するよう周知する。



○以下に定める)施設や乗物(特定施設等)を規制強化の対象とする。
施設・乗物の種類	規制内容	具体的な範囲 ※多数の者が利用する施設のうち、以下に該当するもの
第一種施設	敷地内禁煙 【注2】	医療施設、児童福祉施設、小学校、中学校、高等学校、その他の主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの
第二種施設	屋内禁煙 [注2]	 ①大学、老人福祉施設その他の相当数の健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの ②体育館その他の主として健康の増進を図ろうとする者が利用する施設として政令で定めるもの (※ただし、興行場法上の「興行場」にも該当するものは、第三種施設(屋内禁煙(受煙事用室設置可)とする。(プロ野枠のスタジアム等) ③ 官公庁施設その他の政令で定める公共的施設
第三種施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可[注1]) 【注2】	○ 劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店(ただし、小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に消費を提供するものに限る(注3))〔政令で規定〕を除く。)、事務所その他の受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要なものとして政令で定めるもの ※そのほか、販売店等のサービス業、旅館、ホテルの共用部分や、ビル等の共用部分、娯楽施設、駅、空港ビル、船着場、バスターミナルを政令で定める予定
特定自動車 特定航空機	車内禁煙	バス、タクシー、航空機
特定鉄道等車両 特定船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置可[注1])	鉄道、船舶

● JASHCON

○第一種施設は敷地内全面禁煙であるが 「特定屋外喫煙場所(屋外喫煙所を使う場合)」 喫煙可能な場所を屋外喫煙所に限定して喫煙できる

(要件)

- ① 喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること。 建物の出入り 口でなく、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以 外に通常利用することのない場所をいう。パーテーション等に よる区画が考えられる。特定屋外喫煙場所は、施設を利用する ものが通常立ちいらない場所に設置されるものであるため、 喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるもので あれば、線を引くという方法でもかまはない。
- ② 喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること。
- ③ 第1種施設を利用するものが通常立ち入らない場所に設置すること。

参考資料①、②、④

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示 を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしま うことはなくなる。 【法施行後】 【現状】 〇敷地内禁煙 学校·病院· 児童福祉施設等 屋外で受動模様を防止するために必要な措置がどられた場所に、 模様場所を設置することができる。 【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等 hi 映煙できる場所が必ずしも 明らかでないため、 ・非喫煙者が望まずに 【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】 受動喫煙をしてしまう ・ 喫煙者も、 意図せずに 受動喫煙をさせてしまう ことが生じる。 ※全ての施設で、 模類可能部分は 客・従業員ともに 20歳未満は立ち $\pi\pi$ 福示義策 屋外や家庭等 〇喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

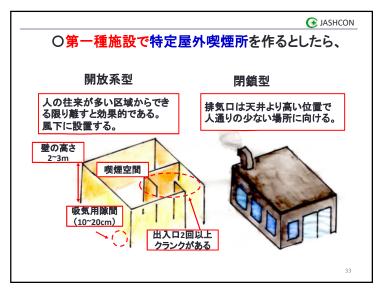
30

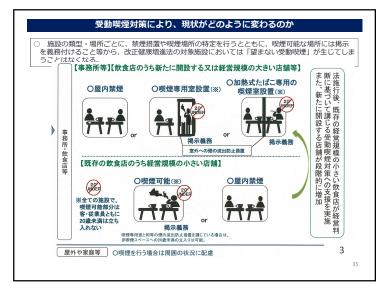
喫煙専用室標識等を表示する標識の例が、平成31年健発0222第1号(参考資料2)に喫煙専用室標識2 喫煙専用室設置施設等標識等が示されている。











● JASHCON

【特定屋外喫煙所設置で具体的に注意した方が良いと思われる場所】

- ・ 通気が悪い場所に設置する場合
 - → たばこ煙の滞留することに注意する。
- 建物の軒下や壁際に開放系喫煙所を設置する場合
- → 屋根や壁を伝って建物内にたばこ煙が流入する可能性を十分に 者慮し、建物の傍に設置しないように注意する。
- ・建物出入口等の付近に設置する場合
- → たばこ煙の建物出入口、窓等から建物内への流入に注意する。

参考資料①

34

34



適応除外措置「既存特定飲食提供施設」

- ① 令和2年4月1日時点で営業している。
- ② 個人又は資本金が5,000万円以下の会社が 経営している。
- ③ 客席が100平米メートル以下であること。
- ④ 従業員がいない (親族のみを使用)

37

① 敷地内全面禁煙

(屋外も含めた事業場内をすべて禁煙とすること。)

【メリット】

- ・受動喫煙を完全に防止することが可能。
- ・特別な施設や設備を要しないので、 設備投資や維持費が不要



- 対策に対する喫煙者の理解が必要
- ルール違反にも注意が必要
- 教育啓発、禁煙相談などソフト面の対策を充実させ、 敷地内全面禁煙に向けた気運醸成が重要

JASHCON

2. 2 受動喫煙防止に関係する法令・条約 (4) 労働安全衛生法に基づく受動喫煙対策 ① 実情に応じた措置の努力義務 受動喫煙防止対策の例(ハード面) 【対策】 【メリット】 【考慮すべき点】 喫煙者の理解が必要 受動喫煙を完全に防止可能 敷地内全面禁煙 マナー・ルール違反に 設備投資が不要 注意が必要 建物内全面禁煙 維持費が安価 (開放系) 屋外に敷地が必要 喫煙室より受動喫煙防止効果力 設置場所に配慮が必要 (屋外喫煙所) 喫煙者・非喫煙者 設備費や維持費が高い 空間禁煙 双方の理解が得やすい 喫煙室からの煙の漏れに (喫煙室) 都市部でも対応可能 注意が必要 換気措置 顧客がたばこを吸う場合で 少なからず、労働者がた も、対策が可能 ばこ煙にばく露する

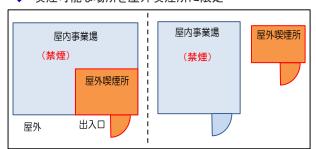
38



(接客業など)

◆ 事業場の建物内は全て禁煙

◆ 喫煙可能な場所を屋外喫煙所に限定



JASHCON

22

- ① 出入口(開口部)が屋外に面していること。
- ② 喫煙所が建屋内にあるか否かにかかわらず、屋内事業場 に直接面した部分に開口部のないこと。

○第二種施設で特定屋外喫煙所を作るとしたら

特徴

- 1. 屋内に面して出入口がないので煙の漏れはない。
- 2. 設置費や維持費が安価
- 3. 広いスペースが必要となるので都市部では難しい
- 4. 職場から完全に離れますので労働時間のロスやルール違反者が発生するおそれあり

効果的な手法の例と注意点

- 1. 喫煙場所を外部か見えるようにすると火災予防対策や労務管理が容易となる効果がある。
- 2. 入退室時は煙が漏れやすいため可能な限りゆっくり入退室する。(たばこの煙を連れてこない)

1

41

JASHCON

「**喫煙専用室」又は**「加熱式たばこ専用室」の 適合条件の確認方法(2)

測定機器 JIS T 8202 に準拠した一般用風速計

① 喫煙専用室等の室内に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、喫煙専用室等の室内に向かう気流:すべての測定点で0.2m/s以上

測定点(場所)

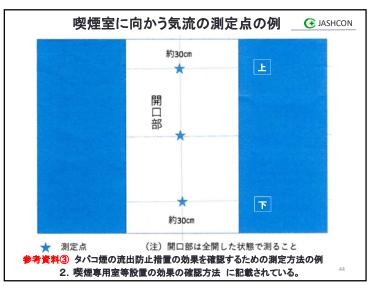
喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面に おいて、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は 開口弁中央の上部、中央部、及び下部の3点とすること。

3

第2種施設喫煙室(健康増進法の「喫煙専用室」に相当) 写真の例 参考



42



(JASHCON

③ 空間分煙(喫煙専用室)

- ◆ 屋内に一定の要件を満たす喫煙専用の部屋(喫煙専用室)を
- ◆ 喫煙室以外の屋内を禁煙とする。



一定の要件

- ①出入口が屋内事業所に接し た場所にあること。
- ② 屋外排気装置などで室内の 環境が管理されていること。

【メリット】

- 屋外に敷地がない都市部でも対応 できる。
- 喫煙者・非喫煙者の双方の理解を 得やすいバランスの良い対策

【問題点】

- 煙が漏れない部屋を作るため設備 投資が必要
- 換気装置の電気代など維持費がか かる(年間38万円)
- 人の出入りなどで煙が漏れることが あり、煙の漏れがそのまま屋内事業 場の受動喫煙につながるおそれ。

45

JASHCON

< 喫煙中は扉を閉鎖して使用し、人が出入りするときのみ扉を開放 する方法>

- 喫煙室の扉により、物理的にたばこ煙の漏えいを防止できる。
- 扉は、引き戸が好ましい。
- 〇 喫煙室内への十分な給気を確 保できるだけの給気口(ガラリ)を 扉や扉の開放時に 遮られる側壁などに 設置する。
- ガラリにおける吹き込み風速 が大きくなると、喫煙室内部の 気流を乱す原因となったり、騒 音の原因となったりすることがあ る。

喫煙室の壁 扉の開放方向 開放時の (引き戸) 扉の場所 ガラリの設置候補① (扉の下部) (扉の開放時に

ガラリの設置場所候補

遮られる側壁)

JASHCON

4 換気措置(接客業の喫煙席など)

◆ 飲食店、ホテル・旅館等では、顧客の喫 煙を制限することが難しい場合がある。



※ 顧客の喫煙をサービスに含めている場合

◆ 従業員の受動喫煙を可能な限り低減するため、喫煙可能区 域を設定した上で適切な換気を実施することが考えられる。

【留意点】

「妊娠している者」、「呼吸器や循環器に疾患を持つ者」、「未成年者」

- 配慮すべき労働者がいる場合は、可能な限り避ける。
- ・換気措置を選択せざるをえない場合も、教育啓発などに 努め、少しでも効果の高い対策に移行できるように努力

46

JASHCON

空気清浄装置(フィルター付喫煙用テーブル)

● 空気清浄装置の設置のみで対策を実施 することは、可能な限り避ける

空気清浄装置は、たばこ煙の粒子成分を効率よく除 去できるが、ガス状成分は完全には除去できない。

屋外排気装置と併用すべき。

〇 補助的な活用

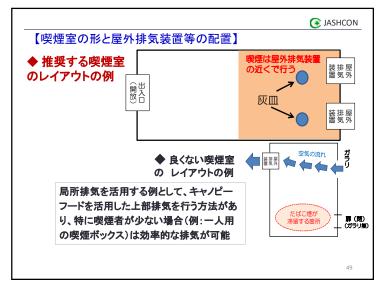
屋外排気装置で、喫煙室出入口における気流0.2m/s 以上及び一酸化炭素濃度10ppm以下を確保しても、

喫煙室内の浮遊粉じん濃度が0.15mg/mで超える場合は、補助的に空気清 浄装置を活用することも。

● その他の留意点

空気清浄装置の排気による喫煙室内の気流の乱れへの注意や、空気清浄 装置の設置及びメンテナンス等による維持費用が必要。

·参考資料(1)、(4)



51

5 受動喫煙防止対策に取り組んだ 事業場の事例

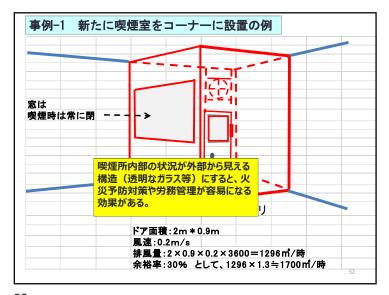
参考資料 平成30年版受動喫煙防止対策ガイドブック P39 以降を参照

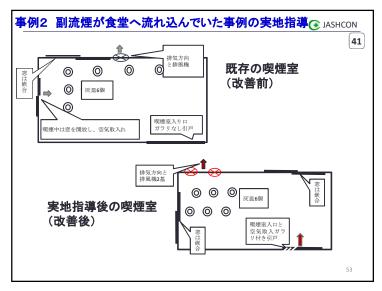
【喫煙専用室使用方法の周知】

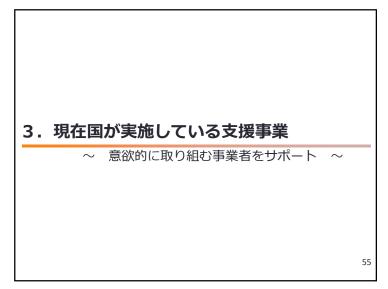
JASHCON

- ・ 喫煙専用室内にたばこ煙が拡散するとたばこ煙の排出効率 が悪くなる。可能な限り屋外排気装置の近くで喫煙する。
- ・ 同時に喫煙可能な人数の目安を設定した場合、それを遵守する。
- ・ 喫煙専用室からの入退出時はたばこ煙が漏えいしやすいため、ゆっくり入退出する。
- ・ 喫煙専用室内の気流が乱れるため、<mark>喫煙中は窓を開放しない。</mark>
- 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消す。
- ・ 喫煙専用室の清掃中やメンテナンス中は喫煙しない。
- ・参考資料① 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン(令和元年7月1日付)

50







 事例-3 換気扇を設置した喫煙室(その1)

 (シートカーテンで囲った喫煙コーナーを喫煙室に改造)

 【対策前】

 【対策後】

54

受動喫煙防止対策に関する相談窓口

○ 専門家による電話相談 (050-3537-0777) 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じん の濃度基準への対応など各種相談

JASHCON

- 実地指導 依頼者の事業場を訪問しての実地指導、助言
- 説明会の開催経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。
- 講師派遣企業の研修や団体の会合に講師を派遣し、受動喫煙防止 対策について出前講座を実施。

※ 上記はすべて無料です。

平成31年度受託者: (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会。